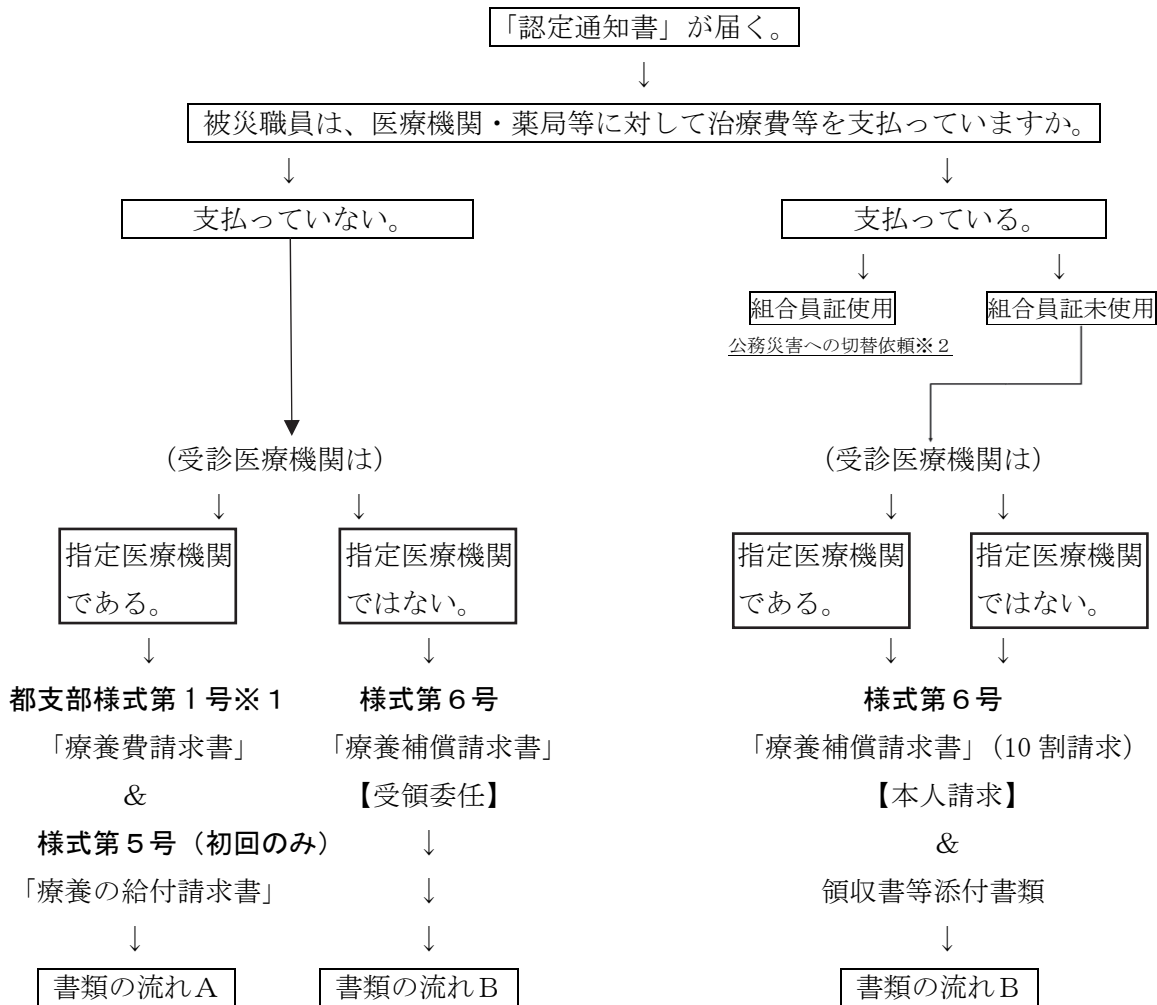


療養補償の請求手続について



※1 指定医療機関のうち、下記の③接骨院等は都支部様式第1号の2を使用します。

また、指定医療機関において療養を受けるためには、初回の請求時のみ療養の給付請求書（様式第5号）を必ず添付してください（転医により、新たに指定医療機関を受診した場合も同様です。）。

※2 組合員証を使用した場合は、必ず医療機関等の窓口において、公務災害への切替を依頼してください。窓口において切替ができない場合は、書類の流れBにおいて、3割の自己負担額を請求してください。

●指定医療機関とは

① 公益社団法人東京都医師会に加入している医療機関（東京都医師会に加入している会員が開設又は管理する病院及び診療所です。）

* 都内にある大部分の医療機関はこれに該当しますが、受診する際には、都医師会に加入している医療機関かどうか確認してください（請求用紙が異なりますので注意してください）。

② 地方独立行政法人東京都立病院機構の病院

③ 公益社団法人東京都柔道整復師会及び公益社団法人埼玉県柔道整復師会に加入している接骨院等

④ 独立行政法人国立病院機構の病院、職員共済組合病院及び労災病院等、地方公務員災害補償基金本部指定医療機関及び指定福祉事業機関